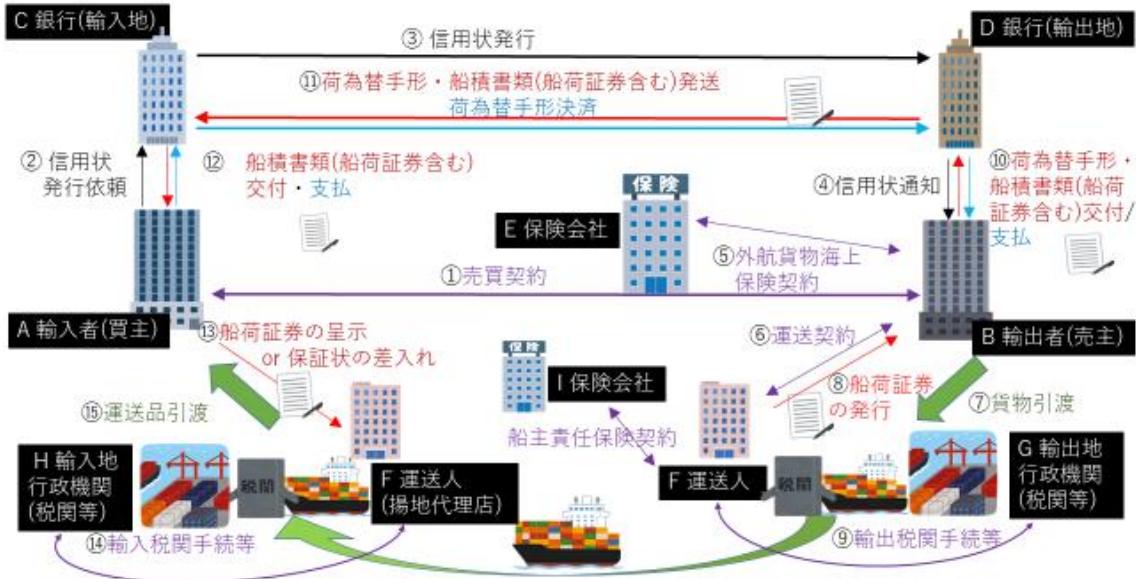


船荷証券が発行される国際海上運送のフロー



荷為替手形：「B 輸出者」が「C 銀行(輸入地)」を支払人として振り出した為替手形(振出人が、第三者(支払人)に宛てて手形の受取人(所持人)に一定の期日に一定の金額を支払うことを委託する有価証券)に船積書類が添付されたもの(信用状が発行されていない場合には、「A 輸入者」が支払人となる)。受取人白地で振り出されたものを「D 銀行(輸出地)」が割引、C に対して支払表示をする?

信用状：「A 輸入者」の取引銀行(「C 銀行(輸入地)」)が発行。「B 輸出者」が信用状条件に基づく書類を提示することで、「C 銀行(輸入地)」が「A 輸入者」に代わり、「B 輸出者」に対して代金の支払いを確約する。

保証状：運送品が輸入地に到着した時点で船荷証券が「A 輸入者」の手元にない場合に、「A 輸入者」は「F 運送人(揚地代理人)」に対して、保証状(船荷証券を第三者が持参した場合には、運送人に對して損害賠償をする旨を確約する書類。「A 輸入者」による保証加え、銀行による保証がつく場合もある。)を差し入れ、運送品を受け取ることができる。

凡例

- 船荷証券の流れ
- その他の書類の流れ
- お金の流れ
- 物の流れ
- 契約・行政手続

●各関係者にとっての船荷証券の主要な意義

- A 輸入者(買主)：運送品受取の必要書類
- B 輸出者(売主)：運送契約の内容証明、船積証明、荷為替手形割引の必要書類
- C 銀行(輸入地)/D 銀行(輸出地)：荷為替手形の割引又は支払の担保
- E 保険会社(外航貨物海上保険契約)：保険契約との整合性確認、保険代位
- F 運送人：運送契約の内容証明、船積証明、運送品引渡義務履行時の必要書類
- G 輸出地行政機関(税関等)/H 輸入地行政機関(税関等)：輸出入申告の必要書類
- I 保険会社(船主責任保険契約)：保険契約との整合性確認、保険代位?